

高齢者虐待の定義と類型

高齢者虐待防止法第2条第5項に基づき、養介護施設従事者等による高齢者虐待を、養介護施設に入所または養介護事業を利用する高齢者に対して行う次の行為と定義しています。

養介護施設従事者等による高齢者虐待類型

身体的虐待	① 暴力的行為 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 ② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口の中に入れて食べさせる。 ③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など

	② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠り、医学的診断を無視した行為 ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方どおりの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 など ③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など ④ 高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置 ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 など
心理的虐待	① 威嚇的な発言・態度 ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言いつつ脅す。 など ② 侮辱的な発言、態度 ・排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかい、「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など ③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口を言いふらす。 ・話しかけ、ナースコール等を無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す。捨てる。 など ④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使用する。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など

	⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為 ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など ⑥ その他 ・車椅子での移乗介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など
性的虐待	① 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要 ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり下着のままで放置する。 ・人前で排泄させたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など
経済的虐待	① 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産の着服・窃盗等 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不正に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

身体拘束に関する考え方

- ・身体拘束は、利用者の行為を制限する行為のことです。
- ・どのような行為が身体拘束にあたるかについては、利用者の心身の状況によって異なります。（具体例についてはP 4に提示）
- ・下記の3条件を満たす「緊急やむを得ない」場合を除き、身体拘束はすべて高齢者虐待に該当する行為となります。

※介護保険指定基準における身体拘束禁止規定によって、介護保険施設等において利用者または他の利用者の生命、または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

～緊急やむを得ない場合の３要件～

下記の３要件を１つでも満たさない場合は、指定基準違反です。

- 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- 一時性：その他の行動制限が一時的なものであること。

【身体拘束の具体例】

- ・徘徊や転落しないように、車椅子やいす、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ・点滴・チューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・自分の意思で開けることのできない居室に隔離する。等

※身体拘束を行ったケースについて、事業者が必要な手順を踏んでいるかについては、下記のチェックリストを確認しましょう。

- ☐ 「緊急やむを得ない判断」は、担当職員又はチームのみではなく、施設全体にて、関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断しているか。
- ☐ 身体拘束の内容・目的・理由・時間・時間帯・期間等を高齢者本人や家族へ十分に説明し、理解を得ているか。
- ☐ 常に観察・再検討し、要件に該当しなくなった場合は直ちに解除を行っているか。
- ☐ 身体拘束の態様・時間、心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しているか。